

広島県告示第九百二十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年九月三日

広島県知事 横 田 美 香

一 区域

東広島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
令和八年二月四日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市役所安芸津支所
令和八年二月五日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市八本松地域センター
令和八年二月六日	午前一〇時三〇分～午後三時	ひろしま農業協同組合 黒瀬アグリセンター
令和八年二月九日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市御菌宇地域センター
令和八年二月一〇日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市御菌宇地域センター
令和八年二月一日	午前一〇時三〇分～午後三時	ひろしま農業協同組合 志和アグリセンター
令和八年二月二日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市高屋西地域センター
令和八年二月三日	午前一〇時三〇分～午後三時	ひろしま農業協同組合 西条アグリセンター
令和八年二月六日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市役所豊栄支所
令和八年二月七日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市平岩地域センター
令和八年二月八日	午前一〇時三〇分～午後三時	ひろしま農業協同組合 福富ライスセンター
令和八年二月九日	午前一〇時三〇分～午後三時	河内保健福祉センター
令和八年二月二〇日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市御菌宇地域センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
---------	---------

令和八年一月四日～令和九年三月三十一日

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会